

## 小型除雪機貸与要綱

### (目 的)

第1条 冬期間の地域高齢者等世帯の災害の未然防止及び通学路の安全確保並びに福祉の増進を図るため、社会福祉法人大館市社会福祉協議会（以下「社協」という。）所有の小型除雪機（以下「除雪機」という。）を地区（町内会等）並びに関係団体（ボランティア団体、PTA等）に貸与するものとする。

### (申 請)

第2条 除雪機の貸与を受けようとする地区並びに関係団体の代表者（以下「借受者」という。）は、小型除雪機借用申請書を会長に提出しなければならない。

### (貸 与)

第3条 会長は、前条による申請があった場合、使用の状況調査を行い、諾否を決定するものとする。

- 2 除雪機は、無償により貸与する。ただし、営利目的で使用してはならない。
- 3 除雪機の貸与期間は、借受者と協議のうえ決定し、最長4日とする。

### (借受者の義務)

第4条 除雪機の稼動に係る燃料代等は、借受者が負担する。

- 2 除雪機の移動、運転は借受者が行なう。ただし、返納する場合は、異常の有無を確認しなければならない。
- 3 除雪機の維持に必要な点検、整備、修理代は社協が負担する。ただし借受者の過失による破損の修理代は、借受者の負担とする。
- 4 借受者は、貸与された除雪機を破損した場合は、遅滞なく会長に報告しなければならない。
- 5 除雪機に係る事故が発生した場合は、借受者の責任で、損害を賠償しなければならない。

### (その他)

第5条前条までに定めるもののほか、除雪機の貸与に必要な事項は、会長と借受者が協議して定める。

### 附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成25年12月3日から施行する。

### 附 則

この基準は、平成31年5月1日から施行する。ただし、規程等及び各事業において平成31年5月1日の改元期日の前日までに施行した文書で改元期日以後の日を平成により表示しているものは、有効なものとして取り扱うものとする。

# 小型除雪機借用申請書

年 月 日

大館市社会福祉協議会長 様

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

団 体 名 \_\_\_\_\_

代 表 者 \_\_\_\_\_ (印)

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

次のとおり借用について申請いたします。

項 目	内 容
借 用 物 品	号車 ・アルミブリッジ
使 用 目 的	
借 用 期 間	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( ) ※期間は最長4日となります(土日祝日含む)
除 雪 箇 所	
除雪機運転者名	

貸出日	局長	次長	係長	係	返還日	局長	次長	係長	係
年					年				
月 日					月 日				

